

別 記

1 支給決定の審査方法

(1) 支給対象世帯

支給対象の世帯は、保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯及び家計急変による経済的理由から保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税に相当すると認められる世帯とする。(なお、支給決定にあたっての当該年度の7月1日(7月以降に入学することが定められている学校の入学者については入学後翌月の初日。以下「基準日」という。)現在に保護者等が県内に住所を有する世帯を対象とする。ただし、新入生に対する4月から6月分に相当する額の前倒し給付を実施する場合は、当該年度の4月1日現在に保護者等が県内に住所を有する世帯を対象とし、これを基準日とする。

ア 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯

基準日現在、保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯をいう。

イ 家計急変世帯

基準日現在、家計急変による経済的理由から、保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税に相当する世帯をいう。

① 家計急変世帯の住民税の所得割認定額は、以下の手順で算出した金額とすることができる。

無収入となった者については、収入はないものとして推算する。ただし、災害などに起因しない離職(定年退職など)は、家計急変の対象とはしない。

収入のある者については、2(3)で提出された証明書類の収入額を年収に換算する。換算にあたっては、原則として、3か月分の収入額から1か月の平均収入額を算出し、それに12を乗じた額を年収額として推算する。

② ①で推算した年収見込額又は所得見込額が次の表の基準額を下回る場合には、保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税に相当する世帯として取り扱う。

年収及び所得の基準額については次の表のとおりとする。ただし、これに該当しない場合、別途定めることとする。

世帯構成	年収基準額	所得基準額
2人世帯	2,042,857 円	1,250,000 円
3人世帯	2,214,286 円	1,370,000 円
4人世帯	2,714,286 円	1,720,000 円
5人世帯	3,214,286 円	2,070,000 円
6人世帯	3,714,286 円	2,420,000 円

なお、収入の減少による家計急変の発生日は、2（3）で提出された給与明細等の期間における直近の給与支払日とする。

(2) 支給対象の生徒の範囲

高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱第3条に規定する専攻科支援金の補助要件を満たす者のうち、基準日現在に国公立高等学校等の専攻科に在籍している者。ただし、次の場合は、対象外とする。

- ア 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる生徒であって、特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く）が措置されている場合
- イ 基準日現在、当該年度のすべての期間において休学許可を受けている場合

(3) 支給要件の審査

次の方法で支給要件に合致しているか審査する。

専攻科支援金の補助要件資格認定における審査の方法により確認した保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であること。ただし、家計急変による経済的理由から、保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税に相当すると認められる世帯を含む。

2 提出する証明書類

(1) 添付書類

ア 課税証明書等

保護者等について、次のいずれか1つの書類を添付する。ただし、専攻科支援金の受給資格認定申請の際に提出のある場合は、省略できる。

< 提出書類（いずれか1つ） >

- 市町村長が発行する、当該年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が記載された課税証明書の写し等、保護者等全員分の当該年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類
- 福祉事務所が発行する、生活保護受給証明書等、当該年度の1月1日現在に生活保護法の規定による生活扶助を受けていることを証明する書類

イ 在学証明書

対象となる専攻科の生徒の在籍状況について、次の書類を添付する。ただし、県内の高等学校等の専攻科及び千葉県、茨城県、栃木県、群馬県の国公立高等学校等の専攻科に在籍し該当県教育委員会を經由して申請している場合は、省略できる。

< 提出書類 >

- 在籍する学校長が発行する、在籍状況が記載された在学証明書等

ウ 家計状況を確認する書類（家計急変世帯の場合）

保護者及び保護者の配偶者について、次のいずれか1つの書類を添付する。

< 提出書類（いずれか1つ） >

- 直近の給与明細書（原則3か月分）の写し
- 給与支払者による証明書（3か月分）
- 無職となったことを証明する書類（離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、退職証明書等）
- その他収入を証明する書類

エ 健康保険証の写し等（家計急変世帯の場合）

保護者等の扶養親族について、次の書類を添付する。

< 提出書類 >

- 扶養親族分の健康保険証の写し
- 扶養親族の記載がされている課税証明書等

オ 誓約書等

家庭におけるオンライン学習に係る通信費相当額について、次の書類を添付する。ただし、学校においてルーター等を貸し出しており、その費用の一部又は全部の負担を保護者等に求めている等の理由で、学校が代理受領を行う場合は、誓約書等の提出は不要とする。

< 提出書類 >

- 様式第8号「オンライン学習の通信費に係る誓約書」

(2) 添付書類から属する世帯の状況が判断できない場合

(1)で添付した証明書類から世帯状況が判断できないときは、その状況が判断できる書類を添付する。

< 提出書類（必要に応じて） >

- 市町村長が発行する、住民票の写し等、世帯状況を証明する書類